

昭和三十三年政令第二百七十九号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令

内閣は、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第三条、第八条第一項第二号及び第三号、第五十九条並びに第六十四条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

(業種)

第一条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「法」という。）第三条、第八条第一項第二号及び第三号並びに第五十二条の四第一項に規定する政令で定める業種は、別表のとおりとする。

第二条 法第十四条の十一第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する常時使用する従業員の範囲に係る政令で定める業種は、クリーニング業とする。

第三条 法第十四条の十一第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する常時使用する従業員の数に係る政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の員数は、次のとおりとする。

一 理容業 十人（最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口（以下単に「人口集中地区人口」という。）が一万以上の市町村以外の市町村の区域内においては、七人）

二 美容業 十人（人口集中地区人口が一万以上の市町村以外の市町村の区域内においては、七人）

三 浴場業 十五人

四 クリーニング業 二十五人（人口集中地区人口が一万以上の市町村以外の市町村の区域内においては、二十人）

(交渉の申出)

第四条 生活衛生同業組合（以下「組合」という。）の代表者（その組合が会員となつてゐる生活衛生同業組合連合会の代表者でその組合から委任を受けたものを含む。）又は生活衛生同業組合連合会の代表者が法第十四条の十一第一項又は第三項（これらを法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する交渉をしようとするときは、その交渉をしようとする日の三日前までに、その交渉をしようとする事項を記載した書面を送付して申し出なければならない。生活衛生同業小組合（以下「小組合」という。）の代表者が法第五十二条の十第一項において準用する法第十四条の十一第三項に規定する交渉をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による申出をする者の数は、五人をこえてはならない。

(振興計画の認定の基準)

第五条 法第五十六条の三第一項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該組合又は小組合の組合員の相当部分が当該振興事業に参加することであること。

二 当該振興計画に記載された振興事業の実施時期並びに資金の額及び調達方法が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 当該振興事業が実施されることにより当該振興事業に係る営業の衛生水準の向上が図られ、かつ、利用者又は消費者の利益に資することとなることと認められるものであること。

(振興計画の変更等)

第六条 組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画の変更をしようとするときは、変更後の当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、前条に規定する基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた組合又は小組合が当該認定を受けた振興計画（前項に規定する変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(都道府県生活衛生適正化審議会)

第七条 法第五十九条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第五十八条第二項に規定する都道府県生活衛生適正化審議会（次号において「都道府県生活衛生適正化審議会」という。）の構成員は、都道府県知事が次のイからハまでに掲げる者のうちから任命するものとする。

イ 学識経験のある者

ロ 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

ハ 利用者又は消費者の意見を代表する者

二 都道府県生活衛生適正化審議会の構成員のうち、前号ロ及びハに掲げる者のうちから任命される構成員の数は、同数でなければならないものとする。

(国の補助)

第八条 法第六十三条第一項の規定による国の補助は、各年度において都道府県が都道府県生活衛生営業指導センターの行う法第五十七条の四第一項各号に掲げる事業に要する費用に対して補助した費用について、厚生労働大臣が定める基準に従つて行うものとする。

2 法第六十三条第二項の規定による国の補助は、各年度において全国生活衛生営業指導センターが行つた法第五十七条の十各号に掲げる事業に要した費用について、厚生労働大臣が定める基準に従つて行うものとする。

(都道府県が処理する事務)

第九条 法第九條第一項、第十一條及び第十二條（これらを法第十四條の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四條の二第一項及び第三項、第十四條の十第一項、第十四條の十二（法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項並びに第二十八條第三項及び第五項（これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第四十二條（法第三十八條第五項、第四十九條第六項、第五十二條の二及び第五十二條の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十條第二項、第五十二條の二及び第五十二條の三（これらを法第五十二條の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十二條の四第一項、第五十二條の七第三項、第五十六條の三第一項及び第四項、第五十六條の六第一項並びに第六十條第一項、第四項及び第五項並びに第六條に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

ただし、法第九條第一項、第十四條の十第一項、第十四條の十二並びに第五十六條の六第一項において準用する場合を含む。）、第十四條の十第一項、第十四條の十二並びに第五十六條の六第一項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第七号及び第八号に掲げる業種に係るもの、法第五十二條の二及び第五十二條の三に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第六十條第一項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るものを除く。

2 前項の場合においては、法第九條第三項及び第五項（法第十四條の十第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第一項から第三項まで（これらを法第十四條の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四條の十第二項、第二十四條第二項（法第五十二條の十第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十六條の六第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとし、法第五十六條の六第五項の規定は、適用しない。

3 第一項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第五十六條の三第一項の規定により振興計画の認定をしたとき、第六條第一項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同条第二項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。

(権限の委任)

第十条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附 則

抄

1 この政令は、法施行の日（昭和三十三年九月二日）から施行する。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

5 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

6 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

7 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

8 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

9 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

10 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

11 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

12 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

13 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

14 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

15 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

16 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

17 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則 (昭和三二年九月五日政令第二八一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三六年六月一日政令第一五七号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三六年二月二八日政令第四三一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三七年一月二六日政令第一四号) 抄
この政令は、昭和三十七年二月一日から施行する。

附則 (昭和三七年九月二九日政令第三八六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三九年二月二八日政令第三八二号)
この政令は、昭和三十九年十二月二十九日から施行する。

附則 (昭和四〇年十一月一日政令第三五二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年七月一日政令第二六三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年四月一五日政令第二二六号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年五月二三日政令第一八六号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。

一 略

二 改正後の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令第二条第二項及び第三項並びに第三条の規定 都道府県環境衛生適正化審議会

附則 (昭和五四年九月一〇日政令第二四五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年六月二二日政令第二〇六号)
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (平成九年七月四日政令第二三五号)
この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日(平成九年七月二十日)から施行する。

附則 (平成一一年二月八日政令第三九三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年四月七日政令第一九九号)
この政令は、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年四月十日)から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(委員等の任期に関する経過措置)

3 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から三まで 略

四 中央環境衛生適正化審議会

附則 (平成一二年九月一三日政令第四二三号)
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一二年三月三一日政令第二二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により行われていた承認等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により定められた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附則 (平成三〇年一月三一日政令第二一号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行する。

別表(第一条関係)

一 主としてすしを扱う飲食店営業

二 主として麺類(中華そばを除く。)を扱う飲食店営業

三 風俗営業たる飲食店営業であつて、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するもの。ただし、旅館業を営む者が当該施設において併せ営む場合の飲食店営業を除く。

四 風俗営業たる飲食店営業であつて、料理店、待合その他これらに類するもの。ただし、旅館業を営む者が当該施設において併せ営む場合の飲食店営業を除く。

五 前各号以外の飲食店営業。ただし、旅館業を営む者が当該施設において併せ営む場合の飲食店営業を除く。

六 喫茶店営業

七 主として食鳥肉を扱う食肉販売業

八 前号以外の食肉販売業

九 氷雪販売業

十 理容業

十一 美容業

十二 興行場営業

十三 旅館・ホテル営業(旅館・ホテル営業の施設において併せ営まれる飲食店営業を含む。)

十四 簡易宿所営業(簡易宿所営業の施設において併せ営まれる飲食店営業を含む。)

十五 下宿営業

十六 浴場業
